

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第94期第1四半期
(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 アキレス株式会社

【英訳名】 Achilles Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 守

【本店の所在の場所】 東京都新宿区大京町22番地の5

【電話番号】 03(3341)5111

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長兼経営企画本部長 藤澤 稔

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新富一丁目12番10号

【電話番号】 03(5540)9852

【事務連絡者氏名】 経理部長 早川 研二

【縦覧に供する場所】 アキレス株式会社関西支社
(大阪市西区西本町一丁目14番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第93期 第1四半期 連結累計期間		第94期 第1四半期 連結累計期間		第93期	
	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高 (百万円)		18,978		18,704		81,598
経常利益 (百万円)		463		341		2,655
四半期(当期)純利益 (百万円)		169		237		1,423
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		306		694		2,741
純資産額 (百万円)		38,793		41,106		40,972
総資産額 (百万円)		69,243		71,567		71,854
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		0.90		1.28		7.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		56.0		57.4		57.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

また、主要な関係会社に異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、締結した経営上の重要な契約は以下のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
アキレス株式会社(当社)	A.S.Création Tapeten AG	ドイツ国	壁紙	壁紙デザイン製造技術及び販売	平成25年5月31日より平成28年5月30日まで

(注) 上記の契約においては、ロイヤリティとして売上高の一定率を支払っている。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済情勢は、米国を中心とした世界景気の緩やかな回復が続いたものの、新興国経済の成長率鈍化や欧州政府債務問題の再燃も懸念され景気への下振れリスクとなった。国内経済も、引き続き震災復興の需要に支えられ回復基調にあったが、急激な円安による原材料価格やエネルギーコストの上昇と輸入製品の値上げりの問題を抱え、实体经济の回復へは予断を許さない情勢で推移した。

このような事業環境の下、当社グループは企業価値の増大を目指して、ブランド商品の育成と拡販、独自技術を活かした新商品開発、新規顧客の開拓、グローバル展開の推進に加え徹底したコストダウンに取り組んだ。

その結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高18,704百万円(前年同四半期比1.4%減)、営業利益141百万円(前年同四半期比55.8%減)、経常利益341百万円(前年同四半期比26.2%減)、四半期純利益237百万円(前年同四半期比40.5%増)となった。

セグメントの業績は、次のとおりである。

シューズ事業

ジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」は、昨年好調だった女兒向け「瞬足ダンス」が市場で一巡したこと等により前年売上を下回った。

高機能スーパークッション「ソルボ」の搭載により高い評価を得ている「アキレス・ソルボ」は、若返りを図った婦人向けの新製品が購入者層の拡大に寄与して、前年売上を上回った。

シューズ事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高3,822百万円(前年同四半期比4.6%減)、セグメント利益(営業利益)は87百万円(前年同四半期比47.0%減)となった。

プラスチック事業

車輦内装用資材は、国内市場において主力メーカーの在庫調整の影響を受けたが、中国市場での伸長により前年売上を上回った。

フィルムの国内事業は、農業用で前年売上を下回ったが、産業・工業用は復調し、北米事業も医療関連が堅調に推移したことから全体としては、ほぼ前年並みの売上となった。

建装資材の床材・壁材は、新設住宅着工が堅調な中、新築及びリフォームなどの需要に支えられ、前年売上を上回った。

引布商品は、前年実績の、防災対策品であるテント関係の特需がなかったことから、前年売上を下回った。

プラスチック事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高8,567百万円(前年同四半期比2.1%減)、セグメント利益(営業利益)は238百万円(前年同四半期比27.7%減)となった。

産業資材事業

ウレタンは、インテリア製品の洗えるシリーズ「エアロンムマック」など新商品上市で好調に推移し前年売上を上回った。

断熱資材は、ボード製品が非住宅の分野で苦戦したが、パネル製品は簡易ハウス向けが好調に推移、スチレン製品も鋳造用途などで拡販が図れ、断熱資材全体では、ほぼ前年並みの売上となった。

静電気対策品は、国内市場が縮小し国際競争が一層進み、国内・海外ともに苦戦し、前年売上を下回った。

産業資材事業の当第1四半期連結累計期間の業績は売上高6,314百万円(前年同四半期比1.6%増)、セグメント利益(営業利益)は334百万円(前年同四半期比18.6%減)となった。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産は71,567百万円で前連結会計年度末に比較して286百万円減少した。

資産の部では、流動資産は45,222百万円となり前連結会計年度末に比較して364百万円減少した。これは主に、たな卸資産が1,636百万円増加したが、受取手形及び売掛金が2,008百万円減少したことによる。固定資産は26,345百万円となり前連結会計年度末に比較して77百万円増加した。これは主に、投資その他の資産が272百万円増加したが、有形固定資産が178百万円減少したことによる。

負債の部では、流動負債は21,525百万円となり前連結会計年度末に比較して374百万円減少した。これは主に、支払手形及び買掛金が182百万円増加したが、その他流動負債が255百万円、未払金が174百万円、未払法人税等が173百万円それぞれ減少したことによる。固定負債は8,935百万円となり前連結会計年度末に比較して45百万円減少した。これは主に、繰延税金負債が37百万円増加したが、退職給付引当金が83百万円減少したことによる。

純資産の部は41,106百万円となり、前連結会計年度末に比較して133百万円増加した。これは主に、為替換算調整勘定が464百万円増加したが、利益剰余金が321百万円減少したことによる。以上の結果、自己資本比率は57.4%となり前連結会計年度末に比べ0.4%好転した。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)、及び当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」という。)を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えている。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではない。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがある。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくない。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えている。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、多数の投資家に中・長期的に当社に投資を継続してもらうために、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施している。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値(製品、サービス、情報)の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念の下、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼に応えていく会社になることを目指し、以下の重要課題に取り組んでいる。

イ．事業体質の強化

- 1) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- 2) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- 3) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- 4) 品質保証システムの改革

ロ．研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

ハ．グローバル展開の加速

ニ．人材開発の継続とグローバル人材の育成

ホ．CSR(企業の社会的責任)に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・成膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してきた。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材(建材用断熱材)、電子材料(太陽電池関連フィルム等)への製品化に展開している。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献している。

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めている。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力している。

本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

イ．本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えている。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを一部改定の上、本プランとして更新した。

ロ．本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりである。

- (a) 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象とする。
- (b) 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役及び社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置する。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重する。
- (c) 当社取締役会は大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求める。
- (d) 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定する。
- (e) 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をする。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催する。
- (f) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合がある。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合がある。

- (g) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとらない。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記(f)の対抗措置の発動を決定することができるものとした。
- (h) 本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっている。

本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが前記の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えている。

イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足している。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっている。

ロ．株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、前記イ、「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されたものである。

本プランの更新は、株主の承認を条件としており、株主の意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

ハ．株主意思を反映するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、その更新について株主の意思を確認するため、議案として上程し審議可決された。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映される。

ニ．取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されている。

ホ．デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能である。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。なお、当社では取締役解任決議要件についても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は341百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	190,627,147	190,627,147	東京証券取引所 市 場第一部	単元株式数 1,000株
計	190,627,147	190,627,147		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		190,627		14,640		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成25年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,003,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 185,200,000	185,200	
単元未満株式	普通株式 1,424,147		
発行済株式総数	190,627,147		
総株主の議決権		185,200	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式773株が含まれている。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ア キレス株式会社	東京都新宿区大京町22-5	4,003,000		4,003,000	2.10
計		4,003,000		4,003,000	2.10

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,999	8,109
受取手形及び売掛金	25,351	23,343
商品及び製品	7,158	8,371
仕掛品	1,262	1,467
原材料及び貯蔵品	1,960	2,178
繰延税金資産	592	700
その他	1,352	1,132
貸倒引当金	89	81
流動資産合計	45,586	45,222
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,389	7,297
機械装置及び運搬具（純額）	4,768	4,636
土地	5,285	5,291
建設仮勘定	20	76
その他（純額）	379	364
有形固定資産合計	17,844	17,665
無形固定資産	523	506
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016	4,203
繰延税金資産	2,708	2,583
その他	1,254	1,463
貸倒引当金	78	76
投資その他の資産合計	7,900	8,173
固定資産合計	26,268	26,345
資産合計	71,854	71,567

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,035	13,218
短期借入金	2,256	2,303
未払金	2,954	2,780
未払法人税等	276	102
資産除去債務	10	10
その他	3,365	3,110
流動負債合計	21,900	21,525
固定負債		
長期借入金	3,000	3,000
長期未払金	23	23
繰延税金負債	472	509
退職給付引当金	5,238	5,155
資産除去債務	229	229
P C B 廃棄物処理引当金	17	17
固定負債合計	8,981	8,935
負債合計	30,881	30,461
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,640	14,640
資本剰余金	10,708	10,708
利益剰余金	15,543	15,221
自己株式	532	533
株主資本合計	40,359	40,037
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,237	1,300
繰延ヘッジ損益	290	218
為替換算調整勘定	914	450
その他の包括利益累計額合計	612	1,069
純資産合計	40,972	41,106
負債純資産合計	71,854	71,567

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	18,978	18,704
売上原価	15,011	14,934
売上総利益	3,966	3,769
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	1,061	1,070
広告宣伝費及び販売促進費	354	357
貸倒引当金繰入額	56	7
給料手当及び福利費	1,491	1,431
退職給付費用	105	66
旅費交通費及び通信費	145	148
減価償却費	42	69
その他	501	491
販売費及び一般管理費合計	3,645	3,627
営業利益	320	141
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	32	35
不動産賃貸料	12	11
持分法による投資利益	12	22
為替差益	48	102
その他	57	47
営業外収益合計	166	221
営業外費用		
支払利息	15	15
その他	9	5
営業外費用合計	24	21
経常利益	463	341
特別利益		
固定資産売却益	0	33
国庫補助金	2	-
特別利益合計	3	33
特別損失		
固定資産除却損	6	2
特別損失合計	6	2
税金等調整前四半期純利益	459	372
法人税、住民税及び事業税	58	78
法人税等調整額	232	56
法人税等合計	290	134
少数株主損益調整前四半期純利益	169	237
四半期純利益	169	237

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	169	237
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	63
繰延ヘッジ損益	69	71
為替換算調整勘定	248	390
持分法適用会社に対する持分相当額	26	74
その他の包括利益合計	137	456
四半期包括利益	306	694
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	306	694
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	616百万円	591百万円
のれんの償却額	8百万円	8百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	566百万円	3円	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	559百万円	3円	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	4,006	8,754	6,216	18,978		18,978
セグメント間の内部 売上高又は振替高		47	136	184	184	
計	4,006	8,802	6,353	19,162	184	18,978
セグメント利益	165	330	411	907	586	320

(注)1. セグメント利益の調整額 586百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	シューズ 事業	プラスチック 事業	産業資材 事業	計	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	3,822	8,567	6,314	18,704		18,704
セグメント間の内部 売上高又は振替高		39	118	157	157	
計	3,822	8,607	6,432	18,862	157	18,704
セグメント利益	87	238	334	661	519	141

(注)1. セグメント利益の調整額 519百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用(一般管理費)である。
2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	0円90銭	1円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	169	237
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	169	237
普通株式の期中平均株式数(千株)	188,944	186,622

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 6日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 久 羅 和 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアキレス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。